

給食室産業廃棄物収集運搬業務委託 仕様書

この仕様書は、委託者と受託者は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の収集運搬業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 給食室産業廃棄物収集運搬業務委託
2. 業務目的 学校給食調理場のグリストラップから事業活動によって排出される産業廃棄物を産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理することにより環境保全を図ることを目的とする。
3. 委託場所 市川市市川2丁目32番5号 市川市立市川小学校 外45校
4. 委託期間 令和7年6月1日 ～ 令和8年3月31日
5. 産業廃棄物の種類及び数量
種類 廃油・汚泥
予定数量 70,700 リットル
数量内訳：①定期…約 5,300 リットル（9・1月：約 500 リットル、その他の月：各 860 リットル）
②市川七中行徳ふれあい施設…約 20,300 リットル（約 2,030 リットル×10回）
③バキューム清掃…約 45,100 リットル（約 22,550 リットル×2回）
6. 処分の場所の所在地、方法
氏名・名称 株式会社京葉興業
許可番号 第13-20-005618号
所在地 東京都江東区新砂3丁目11番13号、15号
処分方法 油水分離・生成処理・中和・脱水・乾燥
7. 業務内容
(1) 業務概要
業務は、①定期、②市川七中行徳ふれあい施設、③バキューム清掃の3種類とする。各業務における詳細・注意点は次のとおりとする
A) 収集運搬回数、運搬先
受託者は、「積込場所一覧」（別紙1）に示す学校給食施設から廃棄物情報（別紙2）に示す産業廃棄物（廃油及び汚泥）を次に記載の表の回数、前記6に記載の委託者指定の場所へ搬出するものとする。

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
① 定期	1	-	-	1	1	1	1	1	1	-	7
② 市川七中徳ふれあい施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
③ バキューム清掃	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2

B) 作業内容及び収集運搬物

① 定期

受託者は、45 校各校の給食室周辺に設置されている浮遊油脂、汚泥、油分を含む排水の掬い置きをしている容器から内容物全ての収集を行うこと。

また、必要に応じて施設内の水道等を使用して容器をすすぎ、その污水も収集すること（このすすぎ作業は、収集時に容器の隅等に残ってしまう廃棄物を取り切るためのもので、洗浄を目的とするものではない）。すすぎで使用し収集する污水は、容器 1 つにつき 1 リットル程度未満の水を目安とする。

② 市川七中徳ふれあい施設

受託者は、調理施設周辺に設置されているグリストラップ（計 3 カ所）内の浮遊油脂、汚泥、油分を含む排水の収集を行うこと。

また、給食室外に設置されている水道を使用し、グリストラップ内に付着している油脂、汚泥分をブラシやヘラ等で落とし収集すること。

③ バキューム清掃

受託者は、45 校各校の調理施設周辺に設置されている浮遊油脂、汚泥、油分を含む排水の掬い置きをしている容器から内容物全ての収集を行い、その容器を受託者が用意する洗剤を使用して洗浄すること。

容器の洗浄後、45 校各校の調理施設周辺に設置されているグリストラップ内の浮遊油脂、汚泥、油分を含む排水の収集を行うこと。その際、給食室外に設置されている水道を使用し、グリストラップ内に付着している油脂、汚泥分をブラシやヘラ等で落とし収集すること。

C) 作業日時

作業日は、休祭日を除く平日午前 9 時から午後 4 時までとする。事前に委託者と作業日時について調整すること。

なお、①定期、③バキューム清掃については、実施月の中旬から下旬に収集を行うよう計画を立て、実施日より 1 カ月程度前に委託者へ計画案を提示すること。

D) 作業開始・終了時

受託者は、収集作業の開始・終了にあたっては学校の確認を受けること。

E) 注意点

受託者は、調理施設からの産業廃棄物の運搬に当たっては、施設利用者、学校職員、児童・生徒に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。

(2) 産業廃棄物の収集運搬の方法

- A) 収集運搬に当たっては、飛散流出しないようにすること。
- B) 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- C) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- D) 収集運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散・流出しないもの、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- E) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、破損しない方法により、かつ、その他の物と混合しないよう区分し、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- F) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

8. 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の収集運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状に関する事項
- (3) 他の産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項
- (4) その他取り扱う際に注意すべき事項

9. 収集運搬車の表示

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくものとする。

10. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) 産業廃棄物管理票については受託者が準備すること。
- (2) マニフェストについては携帯するものとする。
- (3) 収集量の小数点第二位以下は四捨五入すること。
- (4) 運搬終了時にマニフェスト B 2 票を委託者に送付するものとする。
- (5) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによるほか、積込場所一覧(別紙 1)によるものとする。

11. 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。
- (2) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (3) 施設への車両の出入り、施設内の車両の移動、積み込み（収集）、運搬、積み下ろしその他業務の際に作業員及び施設利用者、学校職員、児童・生徒の安全が図られるように2名以上の人員を配置するものとする。
- (4) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (5) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

12. 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

- (1) 受託者は、毎月の業務終了後、業務完了報告書（別紙4）を終了の日から10日以内に委託者に提出するものとする。

ただし、3月分については3月31日までに提出するものとする。

業務完了報告書（別紙3）には作業月の産業廃棄物収集運搬量の内訳及び運搬車毎の作業1回あたりの走行距離（出発から帰社まで）が記載された報告書を添付すること。

- (2) ③バキューム清掃については、各校の作業前、作業中、作業後が分かる写真を撮影し、業務完了報告書（別紙3）の提出の際に添付すること。
- (3) 業務完了後、委託期間終了日までに委託者の定める完了届（別紙4）を提出すること。

13. 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約の条項又は法令等の規定に違反し、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

14. 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬等業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

15. 添付書類

- 別紙 1 積込場所一覧
- 別紙 2 廃棄物情報
- 別紙 3 業務完了報告書
- 別紙 4 完了届

16. 情報セキュリティ対策の確保

受託者（受注者）は、作業を実施するに当たり、適正に情報セキュリティ（情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、適切に利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。以下同じ）の管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

17. その他

- (1) 当該産業廃棄物を収集運搬等するための許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ISO関係、ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (8) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (10) 感染症予防として、受託者は作業員の健康管理、作業時のマスク着用、消毒、収集車両の適切な換気等、感染対策に努めること。
- (11) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

積込場所一覧

①定期 及び ③バキューム清掃

	学校名 (市川市立は省略)	①定期容器※1		③バキューム清掃 ※2			住所
		容量 (ℓ)	個数	グリストラップ寸法目安 (m)	個数	排出量目安 (ℓ/回)	
1	市川小学校	18	2	1.2 × 0.6 × 0.9	1	480	市川市市川2丁目32番5号
2	真間小学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市真間4丁目1番1号
3	中山小学校	35	1	1.2 × 0.6 × 0.9	1	480	市川市中山1丁目1番5号
4	八幡小学校	20	3	1.2 × 0.6 × 0.9	1	480	市川市八幡3丁目24番1号
5	国分小学校	90	2	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市東国分2丁目4番1号
6	大柏小学校	45	1	1.6 × 0.9 × 0.9	1	950	市川市大野町2丁目1877番地
7	宮田小学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市新田4丁目8番15号
8	富貴島小学校	14	3	1.2 × 0.6 × 0.9	1	480	市川市八幡6丁目10番11号
9	若宮小学校	14	4	1.3 × 0.7 × 0.9	1	600	市川市若宮3丁目54番10号
10	国府台小学校	35	1	1.2 × 0.6 × 0.9	1	480	市川市国府台5丁目25番4号
11	平田小学校	35	1	1.5 × 0.8 × 0.9	1	790	市川市平田3丁目28番1号
12	鬼高小学校	75	1	1.7 × 0.9 × 0.9	1	1,000	市川市鬼高2丁目13番5号
13	菅野小学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市菅野6丁目14番1号
14	行徳小学校	60	2	1.41 × 0.71 × 0.8	1	590	市川市富浜1丁目1番40号
15	信篤小学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市原木2丁目16番1号
16	稻荷木小学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市稻荷木1丁目14番1号
17	南行徳小学校	35	1	1.2 × 0.6 × 0.9	1	480	市川市欠真間1丁目6番38号
18	鶴指小学校	35	1	1.5 × 0.5 × 0.9	1	500	市川市大和田4丁目11番1号
19	宮久保小学校	35	1	1.2 × 0.6 × 0.9	1	480	市川市宮久保5丁目7番1号
20	二俣小学校	35	1	1.5 × 0.7 × 0.9	1	690	市川市二俣678番地
21	中国分小学校	60	1	1.4 × 0.6 × 0.9	1	550	市川市中国分1丁目22番1号
22	曾谷小学校	35	1	1.2 × 0.6 × 0.9	1	480	市川市曾谷7丁目18番1号
23	大町小学校	35	1	0.8 × 0.5 × 0.9	1	270	市川市大町84番地の10
24	北方小学校	18	4	1.8 × 0.9 × 0.9	1	1,060	市川市北方町4丁目1356番地の1
25	新浜小学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市行徳駅前4丁目5番1号
26	百合台小学校	90	1	1.2 × 0.6 × 0.9	2	950	市川市曾谷6丁目10番1号
27	富美浜小学校	18	1	0.5 × 0.5 × 0.9	1	170	市川市南行徳2丁目3番1号
28	柏井小学校	14	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市柏井町1丁目1149番地の1
29	大洲小学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市大洲4丁目18番1号
30	幸小学校	14	3	1.4 × 0.5 × 0.9	1	460	市川市幸1丁目11番1号
31	新井小学校	20	2	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市新井1丁目18番13号
32	南新浜小学校	20	5	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市新浜1丁目26番1号
33	大野小学校	18	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市南大野1丁目42番1号
34	塩焼小学校	18	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市塩焼5丁目9番8号
35	稲越小学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市稲越3丁目21番8号
36	大和田小学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市大和田1丁目1番3号
37	妙典小学校	45	1	1.6 × 0.6 × 0.9	1	630	市川市妙典2丁目14番2号

	学校名 (市川市立は省略)	① 汚濁容器※1		③バキューム清掃 ※2			住所
		容量 (ℓ)	個数	グリストラップ寸法目安 (㎡)	個数	排出量目安 (ℓ/回)	
38	第二中学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市須和田2丁目34番1号
39	第五中学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市大野町3丁目1993番地
40	下貝塚中学校	14	4	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市下貝塚3丁目13番1号
41	福栄中学校	35	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市福栄3丁目4番1号
42	南行徳中学校	20	4	1.5 × 0.5 × 0.9	1	500	市川市南行徳2丁目2番2号
43	妙典中学校	75	2	1.6 × 0.6 × 0.9	1	630	市川市妙典5丁目22番1号
44	須和田の丘支援学校	14	2	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市須和田2丁目34番1号
45	塩浜学園	60	1	1.1 × 0.5 × 0.9	1	360	市川市塩浜4丁目5番1号
合計			73			21,740	

※1 令和7年3月末時点での状況。今後、変更となる場合もある。

また、①定期における、汚濁容器のすそに使用した汚水の収集量は、原則1回の収集につき45校分100リットル以内とする。

※2 1回の収集につき汚濁容器から別途45校分800リットル程度収集するものとする。

②市川七中行徳ふれあい施設：市川市末広1丁目1番48号

	名称	グリストラップ寸法目安 (㎡)	排出量目安 (ℓ/回)	
1	市川市立第七中学校	1.75 × 0.9 × 1.2	1200	
2	翔裕園	1.3 × 0.8 × 0.9	600	
3	末広保育園	0.9 × 0.45 × 0.9	230	
合計			2,030	

廃棄物情報

令和7年3月1日作成

廃棄物の名称 廃油・汚泥

排出事業者	名称	市川市		電話	383-9342	FAX	383-9263
	住所	〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1		部課名	保健体育課	担当者	小松 愛実
排出場所	(別添一覧に示すとおり)						
廃棄物の種類	☐ 燃えがら ☒ 汚泥 ☒ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ 廃プラスチック ☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☐ 動植物性残さ ☐ 動物系固形不要物 ☐ ゴムくず ☒ 産業廃棄物 ☐ 金属くず ☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず ☐ 鋳さい ☐ がれき類 ☐ 特別管理廃棄物 ☐ 家畜のふん尿 ☐ 家畜の死体 ☐ ばいじん ☐ 13号廃棄物 ☐ 廃石綿等 ☐ 感染性廃棄物 ☐ 廃PCB等 ☐ 有害物質 ☐ その他()						
関連法規	☐ 危険物(類 石) ☐ 特化物 ☐ 有機溶剤 ☐ 毒劇物 ☐ 悪臭物						
提出資料	☐ サンプル() ☐ 写真 ☐ 分析成績書 ☐ その他()						
廃棄物形状	☐ 液状(バーナー噴霧可) ☐ 液状残さ固着(固液分離) ☐ 泥状(流動性無) ☐ 塊状・固化状 ☐ 粘液状(ポンプアップ可) ☐ スラリー状(固液懸濁) ☐ 泥状 ☐ 成形品() ☐ 水アメ状(高粘度) ☒ 泥状(流動性有) ☐ 粒状 ☐ その他()						
廃棄物特性	☐ 爆発性 ☐ 引火性 ☒ 可燃性 ☐ 自然発火性 ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 有害物質生成 ☐ 重合反応性 ☐ 混合危険性 ☐ 臭気刺激性 ☒ その他(腐敗性)						
荷姿・容量	ドラム缶	☐ 標準ドラム ☐ ケミカルドラム ☐ オープンドラム蓋付 ☐ オープンドラム蓋無					
	金属缶	☐ プリキ缶(一斗缶) ☐ ペール缶 ☐ オープンタイプペール缶 ☐ その他()					
	プラスチック容器	☐ ポリ缶 ☐ ポリドラム ☐ ポリ袋 ☐ その他()					
	ガラス容器	☐ ビン ☐ その他()					
	紙容器	☐ ペーパードラム ☐ ダンボール箱 ☐ 紙袋 ☐ その他()					
	その他	☐ フレコン ☐ パレット積 ☐ パラ ☐ 耐圧容器					
		☐ 専用容器 ☐ 専用車両 ☐ その他()					
	容器の状態	() kg ・ t ・ ㍑ ・ m ³					
	容器の状態	☐ 正常 ☐ 腐食 ☐ 変形					
		※ ドラム缶の過充填は防止して下さい。(上部10cmは空けておいて下さい) 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。 ☐ 処理業者専用容器					
空容器の処理	☐ 排出事業者への容器返却要 ☒ 処理業者処分						
収集運搬	収集運搬方法	☐ 排出事業者持ち込み ☒ 処理業者引き取り					
	車種	☐ ダンプ ☐ トラック ☐ 脱着装置付コンテナ車					
		☐ パッカー車 ☐ クレーン付トラック ☐ パワーゲート車					
		☐ タンクローリー ☒ バキューム車 ☐ その他()					
最大積載量	(2~4) (t) ・ ㍑ ・ m ³ (コンテナ車等の廃棄物が飛散しない構造の車両)						
依頼数量	スポット	() kg ・ t ・ ㍑ ・ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式					
	継続	(71,700) kg ・ t ・ (㍑) ・ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式 / 年					
従来処理方法							

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名 印

下記の業務について 月分が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名

2. 委 託 場 所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 収 集 量	①定期	ℓ
	②市川七中行徳ふれあい施設	ℓ
	③バキューム清掃	ℓ
	合計	ℓ

5. 委 託 金 額 (単価契約の場合は
円 総額を記入してください)

6. 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

7. 完了年月日 令和 年 月 日

完 了 届

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 _____

2. 委 託 場 所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委 託 金 額 _____ 円 (単価契約の場合は
総額を記入してください)

5. 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日